

[事案 2023-15] 新契約取消請求

・令和 5 年 10 月 23 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不十分等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 3 年 11 月に乗合代理店を通じて契約した米ドル建変額終身保険について、以下等の理由により、契約を取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集時に、募集人から市場価格調整について説明がなく、市場価格調整という言葉すら聞いていなかった。
- (2)募集時に、本契約は一時払保険料 2,000 万円からしか加入できないと説明をされたが、その後、1,000 万円からでも加入できると説明をされた。募集人の行為は、だますつものの悪意を感じるもので、詐欺にあたる。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は募集時に、契約締結前交付書面兼商品パンフレット、ご契約のしおり、設計書を用いて、市場価格調整について適切に説明をしている。
- (2)募集人が、本契約は一時払保険料 1,000 万円からでは加入できないとの誤説明をした事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の経緯等を把握するため、申立人および申立人の妻、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないものの、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)募集人は、事情聴取において、当時は市場価格調整によるマイナスが今ほど大きくなるような状況ではなかったため、市場価格調整はあまり重要だと思っていなかった等と陳述した。そして、面談記録によると、募集人は契約から約 1 年後に申立人から市場価格調整等の説明を求められた際、申立人から「契約する時にこの市場価格調整のところだけは、しっかりと理解できないまま契約してしまった事が問題だ」との指摘を受け、説明不足を謝罪していた旨等が記載されており、募集人としても、市場価格調整に関して、一定の説明不足があったことを認めている。
- (2)募集人は、申立人が提出した LINE の一部について、募集時前後のやり取りではなく、募集から 1 年後のものだと思うと陳述したが、その後、募集人の記憶が誤っていたことが客観的に明らかとなっており、募集人の当時の記憶が、必ずしも正確ではない可能性も否定できない。
- (3)上記 (1) (2) の事情に加え、市場価格調整は必ずしも理解の容易なものではないことも踏まえると、募集時に、申立人に対して、市場価格調整のリスクについて十分注意を喚起でき

ていたかという点には疑問が残る。